各検疫所長殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長 (公 印 省 略)

## 米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記牛肉等のうち、グレーターオマハパッキング社(ネブラスカ州)が処理したものについては、衛生証明書に記載がなく、対日輸出条件を満たしているかどうか確認できない大腸の混載事案が発生したため、平成23年2月8日からの輸入手続きを停止したところです。

今般、本事案に関して、米国農務省から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、当該処理施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査の結果等に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようにお願いします。

また、当該処理施設において処理される牛肉等のうち、平成24年4月5日以前に衛生証明書が発行されたものについては、全箱について、輸入者による当該貨物の内容確認及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成24年4月6日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来どおり、平成19年6月13日付け食安監発第0613001号に基づいて取り扱うこととします。